様式第19（第19条関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条第15項の規定による立入検査証

写真

押圧スタンプ

広域的運営推進機関

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　㊞

裏面

電気事業法（抜粋）

第107条

2　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第２項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

一　第28条の43の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二　第28条の44第１項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつていること。

第120条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

九　第51条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第５項まで、第８項若しくは第10項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十条　広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（勘定区分）	（勘定区分）
第二条　［略］	**第二条**　［略］
2　推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。	2　推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。
一　［略］	一　［略］
二　電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十第一項第八号の二に掲げる業務	二　電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十第二項の規定に基づき行う業務
三　法第二十八条の四十第一項第八号の三に掲げる業務	［新設］
四　法第二十八条の四十第二項第一号に掲げる業務	［新設］
五　法第二十八条の四十第二項第二号に掲げる業務	［新設］
六　前各号に掲げる業務以外の業務	三　前二号に掲げる業務以外の業務
3　［略］	3　［略］
（事業計画）	（事業計画）
第十条　法第二十八条の四十九の規定による事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。	**第十条**　法第二十八条の四十九の事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務に関する計画を記載しなければならない。
（事業報告書）	（事業報告書）
第十二条　法第二十八条の五十第一項の規定による事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。	**第十二条**　法第二十八条の五十第一項の事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。
（決算報告書）	（決算報告書）
第十三条　法第二十八条の五十第一項の規定による決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。	**第十三条**　法第二十八条の五十第一項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。